



環境省における資源循環に向けた取組 (再資源化事業等高度化法案) について

令和 6 年 5 月 9 日
環境省 環境再生・資源循環局
廃棄物規制課



1. 循環経済の推進に向けた取組

循環経済（サーキュラーエコノミー）推進に向けた環境省の取組



第五次循環型社会形成推進基本計画の策定（令和6年夏頃閣議決定予定）

「循環経済への移行」を、カーボンニュートラルの実現や生物多様性の保全と併せて、地方創生、産業競争力強化、経済安全保障への貢献も盛り込む方向で検討。

※産官学のパートナーシップの取組を経済産業省と連携・協力して牽引

地域・暮らし

◆ 資源消費量を抑え、地域資源を活用する循環共生型のライフスタイルへ転換

- モノの個人所有から「ひとつのものをみんなで使う」スタイルへの価値観の転換の推進
- 「デコ活」※により、マイボトル・マイバッグの活用、地産地消、食品ロス削減、サステナブルファッションなどを推進
- プラスチックや使用済紙おむつの地域内での資源循環や使用済製品のリユースを促進
- 地域における廃棄物バイオマスの利活用の実証や省エネ型の合併浄化槽の普及を通じた脱炭素化に資する廃棄物処理システム構築の推進
- 脱炭素化と資源循環の統合的取組を、脱炭素先行地域の重点選定モデルに位置付け

地方活性化と質の高い暮らしを実現

産業競争力・経済安全保障

◆ リサイクルの高度化（循環経済への移行の加速化）

- プラ・金属資源等のバリューチェーン脱炭素化のための設備の高度化の支援
- 金属・太陽光発電設備等の省CO2型リサイクルの実証事業
- 太陽光発電設備等の大量廃棄に備えた制度的対応の検討
- 自動車リサイクルにおける再生材利用拡大に向けた産官学連携

◆ 循環産業の海外展開

- 廃棄物発電施設等の環境インフラ輸出を促進
- ASEANからのe-waste（電気・電子機器廃棄物）の回収・リサイクルを促進

◆ 情報共有を通じた基盤強化

- 再生材の組成等の情報を製造事業者・廃棄物リサイクル事業者間で共有

**循環経済関連ビジネス市場規模を
2030年80兆円以上**

社会変革（GX）

◆ 制度的対応

- 資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律案

◆ 先進的な資源循環投資の促進 R6年度予算50億円

- CO₂排出削減が困難な産業に裨益する資源循環投資
- 向こう3年間で政府全体で資源循環に300億円投資

**循環経済の取組を
カーボンニュートラルと生物多様性
保全の取組と一体的に展開し、
経済社会の諸課題の解決につな
げ「Well-being / 高い生活の
質」を実現**

第五次循環基本計画（案）について

背景

- 循環型社会形成推進基本法（2000年制定）に基づき、**循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定**。概ね5年ごとに、環境基本計画を基本として策定。
- 循環型社会形成のドライビングフォースとなる「**循環経済**」への移行は、**気候変動、生物多様性の損失、環境汚染等の社会的課題を解決し、産業競争力の強化、地方創生、経済安全保障**にも資するもの。
- また、循環経済への移行により循環型社会を形成することは、将来にわたって質の高い生活をもたらす「**新たな成長**」を実現し、地上資源基調の「**ウェルビーイング/高い生活の質**」を実現するための重要なツール。
- こうした認識の下、**今回の改定では、循環経済への移行を国家戦略として明確に位置付け**。

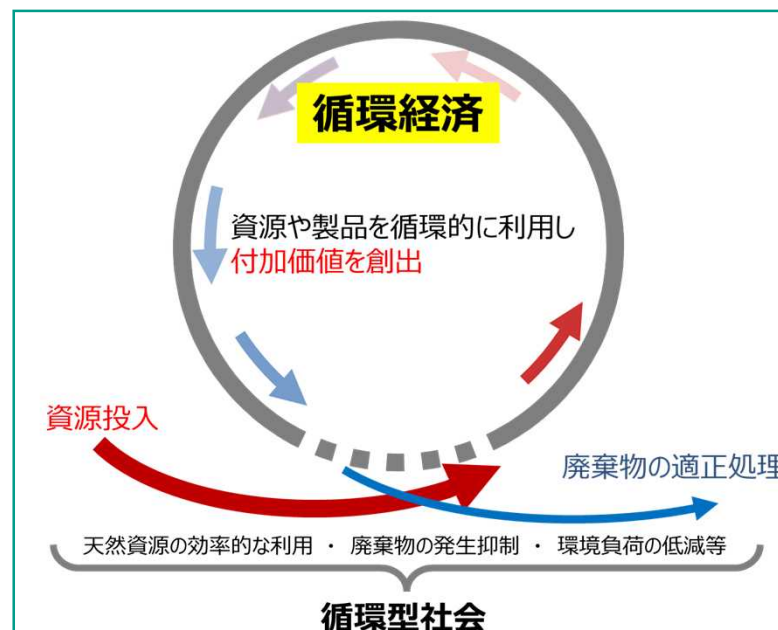
具体的なスケジュール

令和5年

- 4月 : 循環型社会部会において検討のキックオフ
- 6月 : 関係省庁からの取組紹介及び企業等からの**先進事例等のヒアリング**
- 8～9月 : 具体的指針の案を提示して3回審議
- 10月 : 具体的指針の取りまとめ

令和6年

- 2～4月 : 第五次循環基本計画**原案取りまとめ**
- 4月22日～5月22日 : **パブリックコメント実施**
- 夏頃 : 第五次循環基本計画の**閣議決定**（予定）



循環型社会のドライビングフォースである循環経済

ネット・ゼロ・
ネイチャーポジティブ

産業競争力強化

経済安全保障

地方創生

今回の改定のポイント：循環経済への国家戦略

今回の計画（第五次計画）

- 循環経済への移行を前面に打ち出す
- 気候変動や生物多様性保全といった環境面に加え、経済安全保障・産業競争力強化・地方創生・質の高い暮らしの実現にも貢献

将来世代の未来につなげる**国家戦略**として策定

第四次計画(2018)

環境的側面、経済的側面、社会的側面の統合的向上

第二次計画(2008)

- ①低炭素社会、自然共生社会との統合的な取組
- ②地域循環圏の構築
- ③国際的な循環型社会の構築

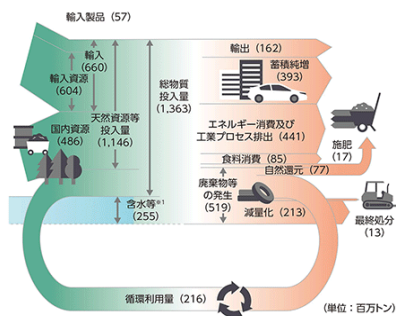
第三次計画(2013)

- ①リサイクルに加え、リデュース・リユースにも着目した施策の強化
- ②東日本大震災への対応

第一次計画(2003)

循環利用率・資源生産性・最終処分量の数値目標を設定
物質フロー※の考え方の導入

※参考
我が国の物質フロー(2020年度)



環境面に着目した施策の展開

静脈産業の脱炭素型資源循環システム構築に係る小委員会



- 令和5年6月5日、中央環境審議会循環型社会部会の下に「静脈産業の脱炭素型資源循環システム構築に係る小委員会」を設置することを決定。
- 廃棄物処理法基本方針や循環経済工程表などを踏まえ、循環型社会を実現するために必要な静脈産業の脱炭素型資源循環システムを構築するための具体的な施策のあり方について審議を行い、パブリックコメントを実施したうえで、令和6年1月22日の第6回小委員会において報告書を取りまとめた。
- その後、令和6年2月16日に中央環境審議会より環境大臣に意見具申を行い、同報告書を公表した。

主な審議事項

- 資源循環産業を取り巻く様々な状況（海外動向、G7会合、GXなどを踏まえた脱炭素型資源循環の推進に向けた方向性
- 先進的な動静脈連携など、推進すべき政策やそのツール
- 資源循環情報の活用による動静脈での取組促進

スケジュール

第1回（令和5年7月28日）

脱炭素に向けた資源循環をとりまく状況

第2回（令和5年9月27日）

脱炭素型資源循環システムの構築に向けて推進すべき政策

第3回（令和5年10月26日）

情報を通じた主体間の連携／国際資源循環

第4回（令和5年11月27日）

脱炭素型資源循環システム構築に向けた論点整理

第5回（令和5年12月13日）・第6回（令和6年1月22日）

脱炭素型資源循環システム構築に向けた具体的な施策のあり方について
（報告書了承）

令和6年2月16日 中央環境審議会から環境大臣に意見具申・報告書の公表

小委員会メンバー

小委員長 酒井 伸一	（公財）京都高度技術研究所 副所長
栗生木 千佳	地球環境戦略研究機関持続可能な消費と生産領域 主任研究員
大塚 直	早稲田大学法学部 教授
岡村 隆吉	日本経済団体連合会環境委員会廃棄物・リサイクル部会長代行 太平洋セメント（株）常務執行役員
金澤 貞幸	全国都市清掃会議 専務理事
斉藤 崇	杏林大学総合政策学部 教授
崎田 裕子	ジャーナリスト、環境カウンセラー
末吉 里花	一般社団法人エシカル協会 代表理事
関口 明	日本経済団体連合会環境委員会廃棄物・リサイクル部会長 DOWAホールディングス（株）代表取締役社長
曾根川 紀子	日本環境保全協会 専務理事
高岡 昌輝	京都大学大学院工学研究科 教授
武本 佳弥	株式会社シューファルシ 代表取締役
所 千晴	早稲田大学理工学術院創造理工学部 教授
橋本 征二	立命館大学理工学部環境都市工学科 教授
三井 弘樹	全国清掃事業連合会 会長
村上 進亮	東京大学大学院工学系研究科 教授
室石 泰弘	全国産業資源循環連合会 専務理事

脱炭素型資源循環システム構築に向けた具体的な施策のあり方について（意見具申）の概要



- 令和5年6月に中央環境審議会循環型社会部会の下に**静脈産業の脱炭素型資源循環システム構築に係る小委員会を設置**。
- 循環経済工程表や廃棄物処理法基本方針などを踏まえ、令和5年7月以降、**脱炭素と資源循環を一体的に支援する制度的対応**について議論を実施。
- パブリックコメントを経て、令和6年2月16日、中環審会長から環境大臣へ意見具申。

【脱炭素型資源循環システムの構築】

- 高度な資源循環の取組に対し**国が認定等を行い**、生活環境の保全に支障がないよう措置を講じた上で、廃棄物処理法に基づく**各種手続きの迅速化**を図る。
- 設備導入支援などの**各種投資促進策を実施**する。

一 国が認定する高度な資源循環の取組イメージ

<動静脈連携の構築>

製造業と資源循環産業が連携して必要な質・量の再生材を確保する事業形態を推進。



ペットボトルの水平リサイクル

(出所)
JACE注目事例集(2021)

<地域での官民連携>

市町村が主導して、民間活力も活用しながら、資源循環を進める取組を推進。

使用済紙おむつリサイクル

(出所)
使用済紙おむつの再生利用等に関するガイドライン



<資源循環設備の高効率化>

CO₂分離回収設備や設備の省エネ化など、カーボンニュートラルに向けた取組を推進。

AIを活用した廃棄物選別ロボット

(出所)
産業廃棄物処理におけるAI・IoT等の導入事例集



<脱炭素化製品の資源循環>

脱炭素化製品等に含まれる重要資源の国際・国内での資源循環の取組を推進。

太陽光パネルのリサイクル

(出所)
太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン



【情報を通じた主体間連携の促進】

再生材の質・量に関する情報のマッチングや、バリューチェーンでの情報流通、資源循環のパフォーマンス評価を推進。

【国際的取組】

バーゼル条約e-waste改正を受けた制度的対応や日本のリサイクルハブの確立に向けた取組等の推進

脱炭素型資源循環システムの構築は急務であり、その実現に向けて、制度的・予算的対応を総合的かつ速やかに講じていくべき

2. 資源循環の促進のための再資源化事業 等の高度化に関する法律案について

資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律案の概要

- 令和6年3月15日に「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律案」について閣議決定し、第213回国会に提出。
- 法案においては、**脱炭素化と再生資源の質と量の確保等の資源循環の取組を一体的に促進**するため、**基本方針の策定、特に処分量の多い産業廃棄物処分業者の再資源化の実施の状況の報告及び公表**、再資源化事業等の高度化に係る**認定制度の創設等**の措置を講ずる。

基本方針の策定

- ・ 再資源化事業等の高度化を促進するため、国として基本的な方向性を示し、一体的に取組を進めていく必要があることから、**環境大臣は、基本方針を策定し公表**するものとする。

再資源化の促進（底上げ）

- ・ 再資源化事業等の高度化の促進に関する**判断基準の策定・公表**
- ・ 特に**処分量の多い産業廃棄物処分業者の再資源化の実施状況の報告・公表**



再資源化の高度化に向けた全体の底上げ

再資源化事業等の高度化の促進（引き上げ）

- ・ 再資源化事業等の高度化に係る**国が一括して認定を行う制度を創設**し、生活環境の保全に支障がないよう措置を講じさせた上で、**廃棄物処理法の廃棄物処分業の許可等の各種許可の手續の特例**を設ける。

※認定の類型（イメージ）

<①事業形態の高度化>

- 製造側が必要とする**質・量の再生材を確保**するため、**広域的な分別収集・再資源化の事業**を促進



例：ペットボトルの水平リサイクル

画像出典：PETボトルリサイクル年次報告書2023（PETボトルリサイクル推進協議会）

<②分離・回収技術の高度化>

- **分離・回収技術の高度化に係る施設設置**を促進



例：ガラスと金属の完全リサイクル



例：使用済み紙おむつリサイクル

画像出典：太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン
使用済み紙おむつの再生利用等に関するガイドライン

<③再資源化工程の高度化>

- 温室効果ガス削減効果を高めるための**高効率な設備導入等**を促進



例：AIを活用した高効率資源循環

画像出典：産業廃棄物処理におけるAI・IoT等の導入事例集

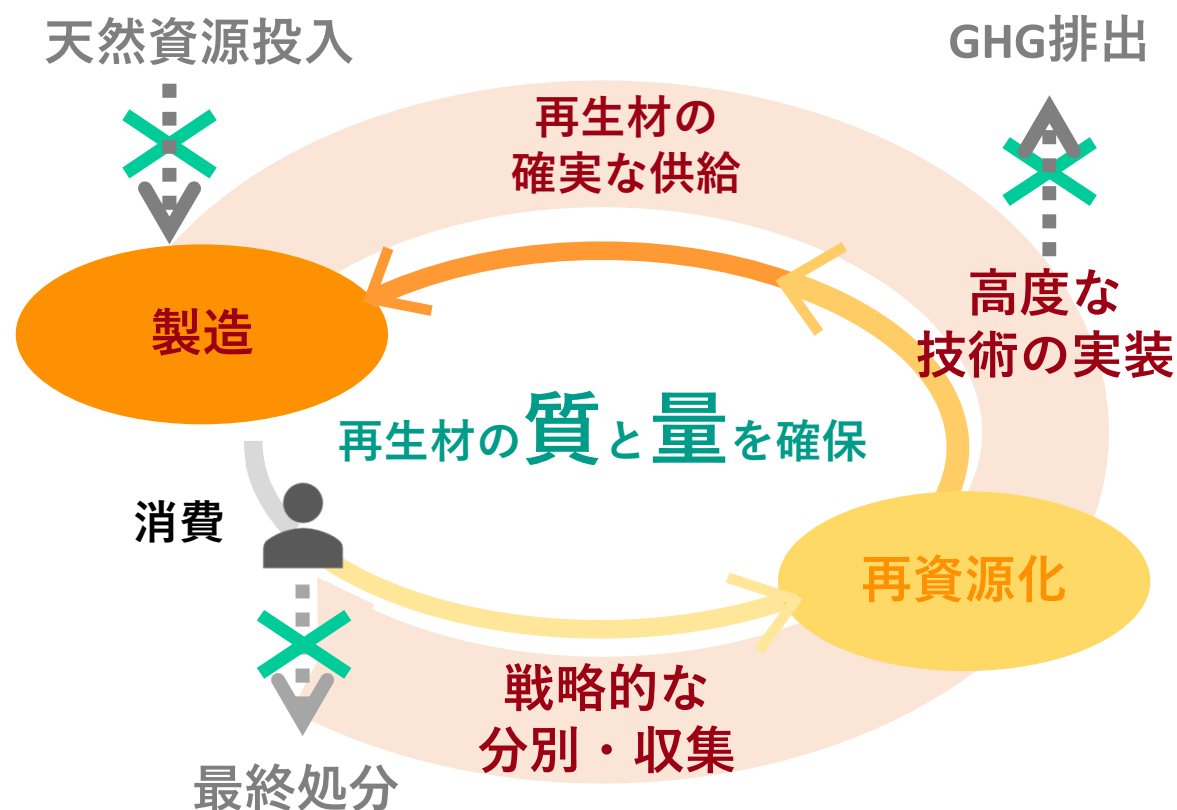
1. 総則（第1章関係）

目的（要綱第一の一）

（第1条関係）

- ◆ この法律は、効率的な再資源化の実施、再資源化の生産性の向上等による**温室効果ガスの排出の量の削減の効果が高い資源循環の促進**を図るため、**再資源化**のための廃棄物の収集、運搬又は処分の事業の過程の**高度化を促進**するための措置等を講ずることにより、環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とすること。

<高度化のイメージ>



2.基本方針等（第2章関係）

基本方針の策定（要綱第二の一）

- ◆ 環境大臣は、**資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化**に関する施策を**総合的かつ計画的に推進**するための**基本的な方針**を定めるものとする。 （第3条関係）

＜基本方針の記載事項＞

- 基本的方向
- 再資源化事業等の高度化のための措置に関する事項
- 再資源化を実施すべき量の割合に関する目標
- その他重要事項

責務規定（要綱第二の二～五）

（第4条～第7条関係）

国	✓ 責務が十分に果たされるように必要な技術的援助を与えるものとする。 ✓ 地方公共団体、廃棄物処分業者、事業者、研究機関その他の関係者が相互に連携して、製造業等の需要に応じた質・量の再生資源を提供する資源循環（以下「需要に応じた資源循環」という。）の促進に必要な措置を講ずるものとする。
地方公共団体	✓ 資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化を促進するよう必要な措置を講ずるものとする。
廃棄物処分業者	✓ 再資源化事業等の高度化及び再資源化の実施に必要な措置を講ずるものとする。 ✓ 再資源化の実施の状況の開示に努めるものとする。
事業者	✓ 再資源化が困難にならないよう、分別して排出する・分離を容易にする製品設計等に努めるものとする。 ✓ 製品に再生資源を活用するとともに、需要に応じた資源循環に取り組むものとする。

- 
- 国が**目指すべき目標**を定め、**廃棄物・リサイクル業の発展に向けた施策の方向性を提示**。
 - **重要な関係者の役割を明確化し、一体的な取組を促進**。

3.廃棄物処分業者の判断の基準となるべき事項（第3章第1節）



判断基準の策定（要綱第三の一の1及び2）

（第8条・第9条関係）

- ◆ 環境大臣は、資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化を促進するため、廃棄物処分業者の**判断の基準**となるべき事項を定めるものとする。
- ◆ 環境大臣は、判断の基準となるべき事項を勘案して、**必要な指導及び助言**をすることができるものとする。

＜判断基準のイメージ＞

- 供給先の需要を把握し、**再生材の質・量を確保**すること
- 可能な範囲で**技術の向上**を図ること
- 省エネ型の設備への改良**や**運転の改善**を図ること
- 目標**を定め、**計画的に取組を進める**こと

勧告・命令（要綱第三の一の3）

（第10条関係）

- ◆ 環境大臣は、**特定産業廃棄物処分業者※**の**再資源化の実施の状況**が、判断の基準となるべき事項に照らして**著しく不十分**であると認めるときは、**必要な措置をとるべき旨の勧告**をすることができるものとする。
※産業廃棄物処分業者のうち、年間の処分量が政令で定める要件に該当するもの
- ◆ 環境大臣は、勧告を受けた特定産業廃棄物処分業者が、**正当な理由がなくてその勧告に従わなかった場合**において、**再資源化の実施の促進を著しく阻害すると認めるとき**は、中央環境審議会の意見を聴いて、その**勧告に係る措置をとるべきことを命ずる**ことができるものとする。

- 
- 国が資源循環産業の**あるべき姿への道筋**を示し、再資源化に消極的であった廃棄物処分業者も含めて、**産業全体を底上げ**。
 - 特に処分量の多い産業廃棄物処分業者で取組が著しく不十分なものは、**産業全体の社会的評価**が損なわれないよう、**より強い措置**を講ずる。

4-1. 再資源化事業等の高度化に関する認定制度（第3章第2節）

<①高度再資源化事業（要綱第三の二）>

（第11条～第15条関係）

認定等

- ✓ 需要に応じた資源循環のために実施する再資源化のための廃棄物の収集、運搬及び処分の事業（以下「**高度再資源化事業**」という。）を行おうとする者は、高度再資源化事業の実施に関する計画（以下「高度再資源化事業計画」という。）を作成し、**環境大臣の認定**を申請することができるものとし、高度再資源化事業計画の変更等について所要の規定を設けること。

廃棄物処理法の特例

- ✓ 環境大臣の認定を受けた者は、廃棄物処理法の規定にかかわらず、**廃棄物処理法による許可を受けないで、認定に係る高度再資源化事業計画に従って行う再資源化に必要な行為を業として実施し、又は認定高度再資源化事業計画に記載された廃棄物処理施設を設置することができるものとし、**所要の規定を設けること。

事業のイメージ



例：ペットボトルtoペットボトル

出典：PETボトルリサイクル年次報告書2023
(PETボトルリサイクル推進協議会)



例：新幹線の部品を
新幹線の棚にリサイクル

出典：JR東海ニュースリリース
(https://jr-central.co.jp/news/release/_pdf/000042059.pdf)

- **製造業者が求める質・量の再生材を供給するため、特定の廃棄物を地方公共団体の区域をまたがって広域的に収集し、質の高い再資源化を実施する事業を促進。**
- **地方公共団体ごとに必要となる廃棄物処理法の許可について、国による一括認定により迅速に実現。**

4－2.再資源化事業等の高度化に関する認定制度（第3章第3節）

＜②高度分離・回収事業（要綱第三の三）＞

（第16条～第19条関係）

認定等

- ✓ 廃棄物（その再資源化の生産性の向上により資源循環が促進されるものとして環境省令で定めるものに限る。）から高度な技術を用いた有用なものの分離及び再生部品又は再生資源の回収を行う再資源化のための廃棄物の処分の事業（以下「**高度分離・回収事業**」という。）を行おうとする者は、高度分離・回収事業の実施に関する計画（以下「高度分離・回収事業計画」という。）を作成し、**環境大臣の認定**を申請することができるものとし、高度分離・回収事業計画の変更等について所要の規定を設けること。

事業のイメージ



例：太陽光パネルの完全リサイクル

出典：太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン

廃棄物処理法の特例

- ✓ 環境大臣の認定を受けた者は、廃棄物処理法の規定にかかわらず、**廃棄物処理法による許可を受けないで、認定に係る高度分離・回収事業計画に従って行う再資源化に必要な行為を業として実施し、又は認定高度分離・回収事業計画に記載された廃棄物処理施設を設置**することができるものとし、所要の規定を設けること。



例：風力発電のブレードの解体

出典：環境省補助事業（プラスチック等資源循環システム構築実証事業）事業者取組資料
(https://www.jora.jp/wp-content/uploads/2024/04/pla2023_pamphlet.pdf)

- 
- **最先端の技術を用いた再資源化は、国内に事例が少なく、適正処理の妥当性を判断することは容易でないため、施設の審査に時間がかかる。**
 - **国が最新の知見を踏まえ迅速に認定するとともに、これらの先進事例に関する知見を蓄積し、同様の事業を全国的に波及。**

4－3.再資源化事業等の高度化に関する認定制度（第3章第4節・第5節）

＜③再資源化工程の高度化（要綱第三の四）＞（第20条・第21条関係）

認定等

- ✓ 廃棄物処理施設の設置者であって、当該廃棄物処理施設において再資源化の実施の工程を効率化するための設備その他の当該工程から排出される温室効果ガスの量の削減に資する設備の導入（以下「**再資源化工程の高度化**」という。）を行おうとするものは、再資源化工程の高度化に関する計画（以下「再資源化工程高度化計画」という。）を作成し、**環境大臣の認定**を申請することができるものとする。

事業のイメージ



例：AIを活用した
高効率な再資源化

画像出典：産業廃棄物処理におけるAI・IoT等の導入事例集

廃棄物処理法の特例

- ✓ 環境大臣の認定を受けた者は、当該認定を受けた再資源化工程高度化計画に従って行う設備の導入については、**廃棄物処理法の許可を受けたものとみなす**ものとする。

- 廃棄物処理施設への**先進的な高性能の設備導入**は、国内に事例が少なく、その妥当性を判断することが容易ではないため、導入が進んでいない。
- 国の認定を通じて設備導入を促進し、**脱炭素と資源循環を加速**。

＜登録法人への委託（要綱第三の五）＞（第22条～第37条関係）

- ✓ 認定の審査に必要な調査のうち、認定の基準に適合しているかどうかの調査の一部を、環境大臣の登録を受けた者（登録調査機関）に行わせることができるものとする。これにより、迅速な認定を実現。

5.再資源化の実施の状況の報告等（第4章）

再資源化の実施の状況の報告等（要綱第四）

（第38条～第40条関係）

- ◆ **特定産業廃棄物処分業者**は、**毎年度**、産業廃棄物の**種類及び処分の方法の区分ごと**に、その**処分を行った数量及びその再資源化を実施した数量**を**環境大臣に報告**しなければならないものとする。
※特定産業廃棄物処分業者以外の産業廃棄物処分業者も、任意で報告することができることとする。
- ◆ 特定産業廃棄物処分業者は、権利、競争上の地位等が害されるおそれがあると思料するときは、**再資源化を実施した数量がその処分を行った数量に占める割合をもって公表を行うよう環境大臣に請求**できるものとする。
- ◆ 環境大臣は、**報告された事項**について、**公表**するものとする。

- 
- 廃棄物・リサイクル業が再資源化した廃棄物の種類・量に関する個別企業ごとの情報を国が集約・公表し、**資源循環の促進に向けた情報基盤を整備**。
 - 廃棄物・リサイクル業と製造業者との**マッチング機会の創出**。

＜公表内容のイメージ＞

社名	産業廃棄物の種類	処分方法	年度の処分量	再資源化した産業廃棄物の量
●●産業	廃プラスチック	破砕	1,000トン	600トン
		焼却	1,500トン	0トン
	がれき類	破砕	400トン	400トン
●●興業	廃プラスチック	破砕	1,000トン	600トン
●●工業	廃プラスチック	約24% (再資源化した量：600トン / 全体の処分量：2,500トン)		

6-1. その他



財政上の措置等（第五の一）

（第41条関係）

- ◆国は、資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する施策を実施するために必要な**財政上の措置**その他の措置を講ずるよう努めなければならないものとする。

環境省の主な関連予算（R6当初予算及びR5補正予算額）

産業競争力強化・経済安全保障

- ・プラ・金属資源等のバリューチェーン脱炭素化のための設備高度化【エネ特】38（50）【R5年度補正】32
- ・脱炭素型循環経済システム構築促進事業【エネ特】47（47）
 - ▶化石由来資源からの再生可能資源（バイオマスプラスチック、SAF等）への素材代替の実証
 - ▶金属・再エネ関連製品（太陽光発電設備等）等の省CO2型リサイクルの実証等
- ・リチウムイオン電池等処理困難物適正処理対策検討業務 0.5（0.4）
- ・自動車リサイクルにおける再生材利用拡大に向けた産官学連携推進事業【一部エネ特】【R5年度補正】17

産業競争力強化・経済成長及び排出削減効果が高いGXの促進

- ・先進的な資源循環投資促進事業【GX】 50（新規）

（金額は億円単位、括弧の付かないものはR6当初予算、括弧内はR5当初予算額）

GX経済移行債による主な投資促進策

製造業	鉄鋼 化学 紙パルプ セメント	・製造プロセス転換に向けた設備投資支援（革新電炉、分解炉熱源のアンモニア化、ケミカルサイクル、バイオケミカル、CCUS、バイオリファイナリー等への転換）
	自動車 蓄電池	・電動車（乗用車）の導入支援 ・電動車（商用車）の導入支援 ・生産設備導入支援 ・定置用蓄電池導入支援
	航空機 SAF 船舶	・次世代航空機のコア技術開発 ・SAF製造・サプライチェーン整備支援 ・ゼロエミッション船等の生産設備導入支援
運輸	くらし	・家庭の断熱窓への改修 ・高効率給湯器の導入 ・商業・教育施設等の建築物の改修支援
	資源循環	・循環型ビジネスモデル構築支援 ※R6年度以降の資源循環の支援額は3年で300億円
くらし等	半導体	・パワー半導体等の生産設備導入支援 ・AI半導体、光電融合等の技術開発支援
	水素等	・既存原燃料との価格差に着目した支援 ・水素等の供給拠点の整備
	次世代再エネ	・太陽光発電、浮体式洋上風力、水電解装置のサプライチェーン構築支援 と、太陽光発電の導入支援
	原子力	・次世代革新炉の開発・建設
エネルギー	CCS	・CCSバリューチェーン構築のための支援（適地の開発等）

関連する施策との連携（第五の二）

（第42条関係）

- ◆ 国は、資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する施策の促進に当たっては、**地球温暖化の防止**に関する施策、**生物の多様性の保全**に関する施策**その他の関連する施策との連携**を図るものとする。

施行期日（要綱第七の一）

- ◆ 基本方針及び判断基準関係：公布の日から起算して9ヶ月を超えない範囲内において政令で定める日
- ◆ その他の規定：公布の日から起算して1年6ヶ月を超えない範囲内において政令で定める日

